

個人情報保護制度の実施状況

令和6年度高岡市個人情報保護実施状況報告書

高岡市総務部総務課

令和8年2月

目 次

I 個人情報保護制度の概要

1	個人情報保護制度	1
(1)	目的	1
(2)	対象となる「個人情報」	1
(3)	実施機関	1
2	個人情報を取り扱う市の義務	1
(1)	保有の制限	2
(2)	利用目的の明示	2
(3)	不適切な利用の禁止	2
(4)	正確性の確保	2
(5)	安全管理措置	2
(6)	従事者の義務	2
(7)	漏えい等の報告等	3
(8)	利用及び提供の制限	3
(9)	仮名加工情報の取扱いに係る義務	3
(10)	個人情報ファイル簿の作成及び公表	3
3	開示、訂正及び利用停止	4
(1)	開示、訂正及び利用停止請求権	4
(2)	不開示情報	4
(3)	請求の方法	4
(4)	請求の期限	5
(5)	開示、訂正又は利用停止の決定等	5
(6)	審査請求	5
(7)	法と条例との関係	5
4	高岡市個人情報保護審議会	5
5	罰則	6

II 令和6年度個人情報保護制度の実施状況

1	保有個人情報の開示請求の状況	7
(1)	保有個人情報の開示請求	7
(2)	保有個人情報の開示請求に係る審査請求の処理状況	7
2	保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求実施状況	7
3	保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求に係る審査請求の状況	8
4	高岡市個人情報保護審議会の開催状況	8

資 料

高岡市個人情報の保護に関する法律施行条例〔令和5年4月1日施行〕

高岡市情報公開・個人情報保護審査会条例〔平成17年11月1日施行〕

I 個人情報保護制度の概要

1 個人情報保護制度

(1) 目的

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 1 条において、個人情報保護制度の目的が明らかにされています。

第 1 条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(2) 対象となる「個人情報」

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものです。

また、個人情報のうち、個人番号をその内容に含む個人情報を「特定個人情報」とし、それ以外の個人情報よりも厳格な保護措置を講じています。

(3) 実施機関

法に基づく個人情報保護制度は、議会を除いた市の以下の機関で実施しています。議会は、高岡市議会の個人情報の保護に関する条例に基づき実施しています。

- ① 市長 ② 教育委員会 ③ 選挙管理委員会 ④ 監査委員
- ⑤ 公平委員会 ⑥ 農業委員会 ⑦ 固定資産評価審査委員会 ⑧ 上下水道事業管理者
- ⑨ 消防長

2 個人情報を取り扱う市の義務

市が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）とは、市の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、市の職員が組織的に利用するものとして、保有しているものをいいます。個人情報を適正に取り扱う市の義務については、以下のとおりです。

(1) 保有の制限

個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつその利用目的をできる限り特定しなければなりません。また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはなりません。

(2) 利用目的の明示

本人から直接書面（電磁的記録含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、原則として本人に対し、その利用目的を明示しなければなりません。

(3) 不適正な利用の禁止

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはなりません。

(4) 正確性の確保

利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければなりません。

(5) 安全管理措置

保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

個人情報の取扱いを委託等する際には、高岡市個人情報の取扱いに関する管理規程第 17 条の規定に基づき、個人情報の保護に必要な措置（※）を講じなければなりません。

※ 「個人情報の保護に必要な措置」としては、受託者として個人情報の適切な管理を行う能力を有する者を選定すること、契約書等に受託者が遵守すべき事項を明記することなどが挙げられます。

委託契約等に当たっては、「個人情報取扱委託指針」及び当該指針の「特定個人情報取扱特記事項」「個人情報取扱特記事項」を参考に、当該受託者が保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう契約等を取り交わすこととなります。当該措置を講ずることを怠り、個人情報の漏えい、滅失又は毀損があったときや著しく不適正な個人情報の取扱いがあったときは、受託者の名称等を公表することができることを当該契約等に定めることとされています。

(6) 従事者の義務

個人情報の取扱いに従事する市職員若しくは市職員であった者又は委託業務等に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません。

(7) 漏えい等の報告等

保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものが生じたときは、その旨を個人情報保護委員会に報告しなければなりません。また、その場合には本人に対しても当該事態が生じた旨を通知しなければなりません。

(8) 利用及び提供の制限

法令に基づく場合や一定の例外事項に該当する場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはなりません。

(9) 仮名加工情報の取扱いに係る義務

法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報を除く）を第三者（受託者を除く）に提供してはなりません。仮名加工情報の定義は、法第2条第5項で定められており、以下の個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいいます。

①氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの
→氏名、生年月日、その他の記述等の一部を削除すること。

②個人識別符号
→個人識別符号の全部を削除すること。

(10) 個人情報ファイル簿の作成及び公表

法第75条の規定に基づき、保有個人情報の本人の数が政令で定める数（1,000人）以上の個人情報ファイル（保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの）について、以下の事項を記載した帳簿（以下「法定個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければなりません。

また、法施行条例第3条の規定に基づき、保有個人情報の本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイルについて、以下の事項を記載した帳簿（以下「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければなりません。

- ① 個人情報ファイルの名称
- ② 行政機関等の名称及び個人情報が利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- ③ 個人情報ファイルの利用目的
- ④ 記録項目及び記録範囲
- ⑤ 記録情報の収集方法
- ⑥ 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- ⑦ 記録情報の経常的提供先
- ⑧ 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地
- ⑨ 訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等
- ⑩ 個人情報ファイルの種別等

- ⑪ 行政機関等匿名加工情報に関する事項
- ⑫ 記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨
 - ※ 法定個人情報ファイル簿は、市公式ホームページ及び情報公開窓口（本庁舎 4 階）で公表しています。
 - ※ 条例個人情報ファイル簿は、情報公開窓口（本庁舎 4 階）閲覧できます。

3 開示、訂正及び利用停止

(1) 開示、訂正及び利用停止請求権

- ・ 何人も、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求できます。
- ・ 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正を請求できます。
- ・ 何人も自己を本人とする保有個人情報が、保有の制限、不適正な利用の禁止、適正な取得、利用及び提供の制限に違反して取り扱われていると思料するときは、利用停止（利用の停止、消去又は提供の停止）を請求できます。

(2) 不開示情報

開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に以下の不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければなりません。

- ① 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- ② 開示請求者以外の個人に関する情報（開示請求者以外の特定の個人が識別される情報など）
- ③ 法人等情報（法人などの正当な利益を害するおそれのある情報など）
- ④ 公共の安全等情報（公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報）
- ⑤ 審議、検討等情報（市や国などの内部での審議、検討等を行うにあたり、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報など）
- ⑥ 事務事業執行情報（市や国などが行う事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報）

(3) 請求の方法

開示請求は、保有個人情報開示請求書に必要事項を記入し、情報公開窓口（本庁舎 4 階）に提出して行います。原則として本人に限り請求が認められている制度のため、請求の際には本人であることを証明する書類（運転免許証など）が必要です。

保有特定個人情報については「本人の委任による代理人（任意代理人）」による請求が認められています。任意代理人が請求する際には、その資格を証明する書類（保有特定個人情報本人の印鑑証明書を添付した委任状）が必要です。

(4) 請求の期限

保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求については、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内に行う必要があります。

(5) 開示、訂正又は利用停止の決定等

実施機関は、開示請求にあつては請求があつた日から 15 日以内に、訂正請求又は利用停止請求にあつては請求があつた日から 30 日以内に、開示、訂正又は利用停止の決定等をし、請求者にその内容を通知します。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30 日以内に限り、決定の期間を延長することができます。(なお、開示請求にあつては、対象となる保有個人情報が著しく大量であつた場合、訂正又は利用停止請求にあつては、決定等に特に長期間を要すると認めるときは、開示決定等の期限の特例があります。)

(6) 審査請求

開示請求者が実施機関の不開示決定等に不服がある場合は、審査請求をすることができます。実施機関は、審査請求があつた場合、原則として高岡市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を尊重し審査請求について裁決を行います。

審査会は、審査請求に対して慎重かつ公正な判断を行うために設置された地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する市長の附属機関で、学識経験者 5 人以内で組織され、実施機関からの諮問に応じて調査審議し、答申を行います。

(7) 法と条例との関係

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、法第 76 条～第 107 条の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができます。

4 高岡市個人情報保護審議会

次の事務を行うため、附属機関として高岡市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置しています。実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができます。

- ① 実施機関からの以下の諮問に応じ調査審議すること。
 - ・高岡市個人情報の保護に関する法律施行条例の改正又は廃止
 - ・法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置（安全管理措置）の基準の定め
 - ・実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則の定め
- ② 高岡市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 4 年高岡市条例第 50 号)第 50 条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

5 罰則

【主な罰則規定】

主体	対象情報	行為	量刑
<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関の職員又は職員であった者 ・受託業務又は指定管理業務に従事している者又は従事していた者 	個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル	正当な理由なく提供	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	業務に関して知り得た保有個人情報	自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供・盗用	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
実施機関の職員	個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録	職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で収集	
偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者			10万円以下の過料

Ⅱ 令和6年度個人情報保護制度の実施状況

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 保有個人情報の開示請求

保有個人情報の開示請求の件数は、全体で7件あり、実施機関別では、市長に対する請求が7件であり、請求者は、本人からの請求が7件となっています。

表1 実施機関別の開示請求件数と決定状況

実施機関・部局		保有個人情報開示請求								その他 (取下げ)
		請求 件数 (件)	決定状況(件)							
			全部 開示	部分 開示	不開示	不開示 情報	不存在	存否応 答拒否	請求 拒否	
市長 部 局	市長政策部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務部	1	0	1	0	0	0	0	0	0
	産業振興部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活環境文化部	5	1	2	2	0	2	0	0	0
	福祉保健部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都市創造部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市民病院	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	会計課	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	7	2	3	2	0	2	0	0	0
	教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	消防長	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	7	2	3	2	0	2	0	0	0

(2) 保有個人情報の開示請求に係る審査請求の処理状況

令和6年度は、保有個人情報の開示請求に係る審査請求はありませんでした。

2 保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求実施状況

令和6年度は、法第90条の規定による保有個人情報の訂正請求並びに法第98条の規定による保有個人情報の利用停止請求は、ありませんでした。

3 保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求に係る審査請求の状況

令和6年度は、保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求に係る審査請求はありませんでした。

4 高岡市個人情報保護審議会の開催状況

令和6年度の高岡市個人情報保護審議会の開催はありませんでした。

資 料

○高岡市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月20日

条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長(水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。次条において「政令」という。)で使用する用語の例による。

(条例個人情報ファイル簿の作成等)

第3条 実施機関は、当該実施機関が保有している法第74条第2項第9号に規定する個人情報ファイル(同号に該当し、かつ、同項第1号から第8号まで若しくは第10号又は同法第75条第2項第2号若しくは第3号に該当する個人情報ファイルを除く。)について、法第74条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(以下「条例個人情報ファイル簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 実施機関は、条例個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、当該条例個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

ない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内(法第77条第3項の規定により補正に要した期間を除く。)にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報の開示(閲覧を除く。)を受ける者は、文書又は図画の写しの作成及び送付に要する費用その他の開示の実施に要する費用として、規則で定める額の費用を負担しなければならない。

(審議会の設置等)

第7条 次に掲げる事務を行うため、高岡市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 次項の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (2) 高岡市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年高岡市条例第50号)第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(組織)

第8条 審議会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任

者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(高岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

2 高岡市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年高岡市条例第20号)の一部を次のように改める。

[次のよう] 略

(高岡市情報公開条例の一部改正)

4 高岡市情報公開条例(平成17年高岡市条例第25号)の一部を次のように改める。

[次のよう] 略

(高岡市個人情報保護条例の廃止)

5 高岡市個人情報保護条例は、廃止する。

(高岡市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

6 次に掲げる者に係る旧個人情報保護条例第8条の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第2条第2項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、なお従前の例による。

(1) 前項の規定の施行の際現に旧個人情報保護条例第2条第1項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は附則第5項施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、附則第5項施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 附則第5項施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務又は指定管理業務に従事していた者

7 附則第5項施行日前に旧個人情報保護条例第13条、第27条第1項から第4項まで、第35条第1項から第3項まで又は第35条の2第1項から第3項までの規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例第2条第5項に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

8 附則第5項の規定の施行の際現に旧個人情報保護条例第46条の規定により高岡市個人情報保

護審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、附則第5項施行日に第8条第2項の規定により高岡市個人情報保護審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第8条第3項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 9 附則第5項の規定の施行の際現に旧審議会の委員である者又は附則第5項施行日前において旧審議会の委員であった者に係る旧個人情報保護条例第46条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。
- 10 附則第5項施行日前にされた旧個人情報保護条例に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等若しくは開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為又は附則第7項の規定によりなお従前の例によることとされた旧保有個人情報の開示、訂正若しくは利用停止に係る処分に係る審査請求があった場合における諮問については、なお従前の例による。
- 11 附則第5項施行日前に旧個人情報保護条例第45条第2号の規定による諮問がされた場合における同号の調査審議については、なお従前の例による。
- 12 次に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第5項施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を附則第5項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
 - (1) 附則第5項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は附則第5項施行日前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 附則第6項第2号に掲げる者
- 13 附則第5項の規定により旧個人情報保護条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(高岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

- 14 高岡市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年高岡市条例第65号)の一部を次のように改める。

[次のよう] 略

附 則(令和7年3月26日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4

年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

附 則(令和7年9月17日条例第35号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(設置)

第1条 次に掲げる事務を行うため、高岡市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- (1) 高岡市情報公開条例(平成17年高岡市条例第25号)第18条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 高岡市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年高岡市条例第50号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(組織等)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第3条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関(第1条各号に掲げる事務について諮問をした実施機関(高岡市情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関、高岡市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年高岡市条例第41号)第2条第1項に規定する実施機関及び議会個人情報保護条例第1条に規定する議会をいう。)をいう。以下同じ。)に対し、第1条第1号の規定による調査審議の場合にあっては高岡市情報公開条例第11条各項に規定する開示決定等に係る同条例第2条第2項に規定する公文書(以下「公文書」という。)、第1条第2号及び第3号の規定による調査審議の場合にあっては個人情報保護法第82条各項、第93条各項及び第101条各項並びに議会個人情報保護条例第24条各項、第34条各項及び第41条各項に規定する開示決定等に係る個人情報保護法第60条第1項又は議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報(以下「保有個人情報」という。)の提示を求めることができる。この場合にお

いては、何人も、審査会に対し、その提出された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報の内容又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、第1条第1号の規定による調査審議をするときは、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)又は諮問実施機関に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第4条 審査会は、第1条第1号の規定による調査審議をする場合であって、審査請求人等(審査請求人又は参加人をいう。以下同じ。)から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

2 審査請求人等は、前項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられたときは、審査会の承認を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(委員による調査手続)

第5条 第1条第1項の規定による調査審議をする場合であって、審査会が必要があると認める場合は、その指名する委員に、第3条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第6条 審査請求人等は、審査会が第1条第1号の規定による調査審議をする場合において、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求め、この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定並びに次条及び行政不服審査法第81条第3項の規定において準用する同法第78条第1項の規定により写しの交付を受ける審査請求人等は、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

5 審査会は、審査請求人等が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(第1条第3号の規定による調査審議手続)

第7条 第1条第3号の規定による調査審議の手続は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条から第78条までの規定を準用する。この場合において、同法第74条中「第43条第1項の規定により審査会に諮問した審査庁」とあるのは、「審査庁」に読み替えるものとする。

(調査審議手続の非公開)

第8条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第9条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人等に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(高岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行前に高岡市情報公開条例又は高岡市個人情報保護条例の規定によりされた処分又は不作為については、なお従前の例による。

附 則(令和元年6月27日条例第2号)

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和4年12月20日条例第41号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(高岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定の施行の日前に附則第5項の規定による廃止前の高岡市個人情報保護条例(平成17年高岡市条例第26号。以下「旧個人情報保護条例」という。)の規定による諮問がされた場合

又は附則第5項の規定の施行の日(以下「附則第5項施行日」という。)以後に附則第10項の規定によりなお従前の例によることとされた諮問がされた場合における調査審議については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

	区分	金額
1	第5条第1項に規定する意見書又は資料及び第7条若しくは行政不服審査法第81条第3項の規定において読み替えて準用する同法第74条に規定する主張書面又は資料(以下「対象書面等」という。)を複写機により複写したもの(カラーで複写したものを除く。)又は同項に規定する電磁的記録(以下「対象電磁的記録」という。)を印刷物として出力したもの(カラーで出力したものを除く。)	1枚につき 10円
2	対象書面等を複写機によりカラーで複写したもの又は対象電磁的記録を印刷物としてカラーで出力したもの	1枚につき 60円
3	前2項に掲げる以外の方法により複写したもの	当該複写したものの作成に要する費用に相当する額

備考

- 1 複写機により複写する場合又は印刷物として出力する場合は、日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙を用い、対象書面等がこれを超える大きさのものであるときは、数枚に分けて写しを作成するものとし、その枚数により費用の額を算定する。
- 2 用紙の両面に複写又は出力して写しを作成する場合は、片面を1枚として算定する。
- 3 市以外のものに発注して写しを作成した場合における費用の額は、この表に定める額にかかわらず、当該発注に係る費用の額とする。

個人情報保護制度の実施状況

令和 8 年 2 月発行

高岡市総務部総務課

〒933-8601

富山県高岡市広小路 7 番50号

TEL 0766-20-1242

e-mail : somu@city.takaoka.lg.jp